

## よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金交付要綱

(総則)

第1条 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会がよこすかルートミュージアム推進事業の促進を図るため、観光客の市内周遊に資する事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に係る奨励金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「よこすかルートミュージアム」とは、サテライト(横須賀に点在する開国から近代につながる歴史、文化の見どころや自然豊かなスポットをいう。)をルートでつなぐことで市内全体を大きなミュージアムとしてとらえる横須賀の新しい楽しみ方のことをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業を行う法人格を有する民間事業者とする。

- (1) よこすかルートミュージアムの推進における二次交通課題の解消や観光客の滞在時間延長に資するもの
- (2) 移動手段を含む新たな市内観光周遊を促進するもの
- (3) 日本近代化の礎を築いた小栗上野介忠順をテーマとした事業であること
- (4) 新たに実施するもの(過去に実証実験等で効果測定を実施したものを含む。以下「新規事業」という。)又は過去に本奨励金の交付決定を受けた補助対象事業に関連するもの(以下「継続事業」という。)
- (5) 交付対象の翌年度以降継続して実施する計画となっているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が実施するもの
- (2) 国又は地方公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けているもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの
- (4) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が実施するもの
- (5) 横須賀市税に未納がある者が実施するもの
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

(交付対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費は、前条に規定する交付対象者（以下「補助事業者」という。）が補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、当該補助事業者の運営全体に係る人件費及び一般管理費を除く。

2 前項に規定する補助対象事業の施行に必要な経費には、別に定めがある場合を除くほか、当該補助対象事業についての消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を含めるものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる区分に応じて、同表補助額の欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が同表に定める補助上限額を超えるときは、当該補助上限額をもって補助額とする。

(対象期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、交付決定日から当該日が属する年度の2月末日までとする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて横須賀集客促進・魅力発信実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、会長が必要ないと認めるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 実施計画書

(2) 予算書

(3) 実施する事業の概要が分かる書類

(4) 翌年度以降の事業継続に係る計画書

(5) 補助事業者の役員の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載した一覧表

(6) 横須賀市税に未納のないことの証明書又はその写し

(7) その他会長が必要と認める書類

(決定通知)

第8条 会長は、奨励金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による奨励金の交付を決定する場合において奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに会長に承認を受けるべきこと。

(2) 補助対象事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに会長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合もしくは完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) この要綱を遵守すべきこと。

(5) その他必要な事項

(アンケートの実施)

第9条 前条第1項による奨励金の交付決定を受けた者は、本奨励金の効果検証のため、補助対象事業の参加者に対し、別に会長が指定するアンケートを実施するものとする。

(事業計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、すみやかに事業計画変更申請書(第3号様式)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による承認をする場合において当該補助事業者に係る奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(補助対象事業の遂行)

第11条 補助事業者は、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行うものとし、奨励金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類等の整備)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告等)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助対象事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の成果

を記載した実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の内訳を記載した書類
- (3) 補助対象事業に要した経費の領収書等の写し
- (4) 第9条の規定により補助対象事業の参加者に対し行ったアンケートの結果
- (5) その他会長が必要と認める書類  
(請求)

第15条 奨励金は、補助事業者が当該補助対象事業を完了した後において交付するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に奨励金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により奨励金の請求をしようとするときは、請求書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 会長は、補助対象事業の成果が奨励金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第17条 会長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第18条 会長は、前条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した不動産その他会長が指定する財産を、会長の承認を受けないで奨励金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が奨励金の全部に相当する金額を返還した場合又は補助事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）に定める耐用年数に相当する期間を経過したときは、この限りでない。

（その他の事項）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表(第3条第1項、第5条関係)

区分	補助額	補助上限額
新規事業	第4条に規定する交付対象経費に2分の1を乗じて得た額	5,000千円
継続事業	第4条に規定する交付対象経費に3分の1を乗じて得た額	5,000千円

第 1 号様式(第 7 条関係)

年度 補助金等交付申請書

年 月 日						
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長						
住 所 事業者名 申請者 役職・氏名 電 話						
補助金等の名称	よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金					
補助対象事業の 名 称	よこすかルートミュージアム周遊促進事業					
交 付 申 請 額	, 0 0 0 円					
そ の 他	申 請 区 分	該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/>		補 助 率	上 限 額	
		① <input type="checkbox"/>	新規事業		1/2	5,000 千円
		② <input type="checkbox"/>	継続事業		1/3	5,000 千円
	事 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
	担 当 者 連 絡 先	担当者 氏名				
	電話 番号					
	メール アドレ ス					
(事務処理欄)						

第 2 号様式（第 8 条関係）

年度 補助金等交付決定通知書

年 月 日	
住所 申請者 氏名	横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
年 月 日付けで申請のあったよこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金の交付については、次のとおり決定したのでよこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金交付要綱第 8 条の規定により通知する。	
補助金等の名称	よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金
補助対象事業の名称	
交付金額	金 円
交付条件	

第 3 号様式(第10条関係)

年度 事業計画変更申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長	
住 所 事業者名 申請者 役職・氏名 電 話	
補助金等の名称	よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金
補助対象事業の名称	
変更の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
添付書類	
(事務処理欄)	

第 4 号様式(第14条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長 住 所 事業者名 申請者 役職・氏名 電 話	
補助対象事業の名称	よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金
交 付 決 定 額	円
精 算 額	円
補助対象事業完了年月日	年 月 日
補助対象事業の実施結果 (記録写真は別途添付)	
補助対象事業による成果	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支決算書</li> <li>・ 経費の内訳を記載した書類</li> <li>・ 補助対象事業に要した経費の領収書等の写し</li> <li>・ アンケート結果</li> </ul>
(事務処理欄)	

第 5 号様式（第 15 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金として  
上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
氏 名

電 話

本件責任者（担当者）  
電 話

（あて先）横須賀集客促進・魅力発信実行委員会 会長

振込指定銀行			
		銀行 信用金庫	支店
預金 種目	1 普通 2 当座		口座 番号
(カタカナ)			
口座名義			